

中野区立学校設置条例(昭和36年中野区条例第1号)新旧対照表

改正案	現行
中野区に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校及び中学校を別表のとおり設置する。	中野区に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める小学校及び中学校を別表のとおり設置する。
付 則 (略)	付 則 (略)
別表	別表
1 小学校	1 小学校
名称 位置	名称 位置
中野区立桃園第二小学校 (略)	中野区立桃園第二小学校 (略)
～	～
中野区立鷺宮小学校 (略)	中野区立鷺宮小学校 (略)
	<u>中野区立上高田小学校</u> <u>東京都中野区上高田五丁目35番3号</u>
中野区立啓明小学校 (略)	中野区立啓明小学校 (略)
中野区立北原小学校 (略)	中野区立北原小学校 (略)
	<u>中野区立新井小学校</u> <u>東京都中野区新井四丁目19番1号</u>
中野区立江原小学校 (略)	中野区立江原小学校 (略)
～	～
中野区立中野第一小学校 (略)	中野区立中野第一小学校 (略)
<u>中野区立令和小学校</u>	<u>東京都中野区上高田五丁目35番3号</u>
2 中学校 (略)	2 中学校 (略)
附 則	
<u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u>	